令和元年度旭川市農業委員会第2回定例農地部会議事録

1 開催日 令和元年5月24日(金曜日)

2 開催時間 午後4時開会 午後4時16分閉会

3 開催場所 旭川市6条通9丁目 旭川総合庁舎議会棟2階 第1委員会室

4 出席委員 17名

1番・宿谷 昌一 3番・川上 和幸 5番・一宮 敏昭 6番・鹿野 直子

7番・松木 一幸 8番・笹田 文彦 9番・清水 利秋 10番・髙倉 伸淳

11番・石尾 卓也 12番・滝川 岳雪 13番・宮嶋 睦子 14番・平 克洋

15番・吉田 清 16番・波能 隆 17番・柿木 和惠 18番・鈴木 剛

19番・幅﨑 勝良

5 欠席委員 2番・鷲尾 勲 4番・山口 喜松

6 事務局職員 津村事務局長 高桑事務局次長 大谷農地係長

清原農地係主査 長根農地係主任 荒農地係主任

武田農地係主任

7 傍聴人 なし

8 議事録署名委員 3番・川上 和幸 5番・一宮 敏昭

9 議事内容

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

(3) 議案第3号 現地目証明願について

(4) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

(5) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について

(6) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について

10 議事録本紙

○議 長(鈴木 剛)

ただいまから,令和元年度旭川市農業委員会第2回定例農地部会を 開会いたします。

本日の出席委員は、17名でございます。

部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。

欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局(津村事務局長)

御報告申し上げます。

本日の部会に、2番鷲尾委員、4番山口委員の両委員から欠席する 旨の届出がありましたので、御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

3番川上委員,5番一宮委員の両委員を指名いたしますので,よろ しくお願いいたします。

また、会議につきまして、発言の際は議席番号を告げてから御発言 願います。

○議 長(鈴木 剛)

それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(清原 主査)

事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数は2件であり、内訳としましては、使用 貸借権設定が西神楽地区で2件でございます。

それでは, 内容について御説明いたします。

番号1番及び2番につきましては、貸主が高齢のため、所有する農地を借主に無償で貸し付け、借主が経営規模拡大を図る案件です。

お手元の農地法第3条調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

ただいまの事務局からの説明に関連して,担当地区委員から補足説明があれば,お願いします。

○委 員(吉田 清)

はい、15番吉田です。

1番及び2番につきまして説明いたします。

事務局が言われたとおり、貸主が高齢であることから、所有する農地を借主に貸し付け、借主が経営規模拡大を図る案件であり、問題ないと考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長(鈴木 剛)

それでは、使用貸借権設定の番号1番及び2番について、審議願い

ます。

御意見、御質問ございませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(鈴木 剛)

発言がございませんので、議案第1号「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議 長(鈴木 剛)

続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(荒 主任)

事務局。

日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数といたしまして,所有権移転が東旭川地 区で2件の,計2件でございます。

賃借権等設定は58件あり、地区ごとの件数といたしましては、東 鷹栖地区が6件、永山地区が6件、江神地区が9件、西神楽地区が1 0件、東旭川地区が27件となっております。

集積面積は、145.28ヘクタールでございます。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

賃借権等設定の番号20番につきましては、一宮委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委 員(一宮 敏昭)

(退席)

○議 長(鈴木 剛)

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局(荒 主任)

事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号20番につきましては、期間更新案件であり、 借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましては、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に 適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

ただいまの事務局からの説明に関連して,担当地区委員から補足説 明があればお願いします。

○委員(清水 利秋)

はい、9番清水です。

賃借権等設定の番号20番について、補足説明いたします。

賃借権等設定の番号20番につきましては、期間満了に伴う再設定の案件でございます。

借主に関して特段の問題はないので、よろしくお願いいたします。

○議 長(鈴木 剛) それでは、番号20番について審議願います。

御意見,御質問ございませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(鈴木 剛)

発言がございませんので、賃借権等設定の番号20番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員(一宮 敏昭)

(着席)

事務局。

○議 長(鈴木 剛)

一宮委員が関係する案件につきまして決定をいたしました。

続きまして、賃借権等設定の番号21番の案件につきましては、私 に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定 に基づき、一時退席いたします。

その間の議事進行につきましては、幅﨑職務代理者にお願いいたします。

○議 長(鈴木 剛) (退席)

○副議長(幅﨑 勝良) それでは、賃借権等設定の番号21番について、事務局から説明い

たします。

主任)

それでは、内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号21番につきましては、期間更新案件であり、 借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましては、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に 適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○副議長(幅﨑 勝良)

○事務局(荒

ただいまの事務局からの説明に関連して,担当地区委員から補足説 明があればお願いします。

○委 員(清水 利秋)

はい、9番清水です。

賃借権等設定の番号21番について、補足説明します。

賃借権等設定の番号21番につきましては、期間満了に伴う再設定の案件で、借主に関して特段の問題はないので、よろしくお願いいたします。

○副議長(幅﨑 勝良)

それでは、番号21番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委 員

(意見なし。)

○副議長(幅﨑 勝良)

発言がございませんので、賃借権等設定の番号21番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○議 長(鈴木 剛)

(着席)

○副議長(幅﨑 勝良)

鈴木部会長が関係する案件につきまして決定をいたしました。 それでは、議事進行を再び鈴木部会長にお願いいたします。

○議 長(鈴木 剛)

続きまして、賃借権等設定の番号31番の案件につきましては平委

員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規 定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員(平 克洋) (退席)

○議 長(鈴木 剛) それでは、事務局から説明いたします。

○事務局(荒 主任) 事務局。

それでは, 内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号31番につきましては、稼働力不足のため一部貸し付ける案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましても, 先程の案件と同様, 旭川市農業経営基盤 強化促進基本構想に適合し, 利用権設定等促進事業の要件を満たして おります。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して,担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委 員(宮嶋 睦子) はい, 13番宮嶋です。

賃借権等設定の番号31番について、補足説明します。

31番につきましては、貸主が稼働力不足のため、借主に一部貸し付ける新規設定の案件です。

借主に関して特段の問題はないので、よろしくお願いいたします。

○議長(鈴木 剛) それでは、番号31番について審議願います。

御意見,御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(鈴木 剛) 発言がございませんので、賃借権等設定の番号31番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員(平 克洋) (着席)

○議 長(鈴木 剛) 平委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。 引き続き、他の案件について審議を求めます。 事務局から説明いたします。

○事務局(荒 主任) 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

所有権移転の2件につきましては、すべて農地移動適正化あっせん 事業による売買でございます。

議事参与制限の3件を除いた賃借権等設定55件の内訳につきましては、農地保有合理化事業による貸付案件が1件、期間更新案件が39件、解約再設定案件が1件、借主変更案件が9件、新規賃借権設定案件が5件となっております。

以上, 55件の計画につきましても, 先ほど御審議いただいた3件の案件と同様, 旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し, 利用

権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

ただいまの事務局からの説明に関連して,担当地区委員から補足説 明があればお願いします。

○委 員(髙倉 伸淳)

はい、10番髙倉です。

番号1番及び番号2番につきましては、譲受人があっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願いします。

○議 長(鈴木 剛)

それでは、所有権移転番号1番及び2番、並びに賃借権等設定番号 1番ないし19番、22番ないし30番、32番ないし58番につい て審議願います。

御意見, 御質問ございませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(鈴木 剛)

発言がございませんので、議案第2号「異議なし」と認め、計画を 決定いたします。

○議 長(鈴木 剛)

続きまして、日程第3議案第3号「現地目証明願について」を上程 いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(長根 主任)

事務局。

日程第3議案第3号「現地目証明願について」を御説明いたします。 東鷹栖地区で1件,西神楽地区で1件,江神地区で2件,東旭川地 区で2件の,合計6件の願い出があり,願出地の所在地区を担当する 調査委員が現地確認をした結果は,表中程にあります利用状況欄に記載の利用状況となっております。

現地目証明事務処理要領第11条に基づき提案いたしますので,御 審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

ただいまの事務局からの説明に関連して,担当地区委員から補足説 明があれば,お願いします。

○委 員(松木 一幸)

はい, 7番松木です。

番号1番について、補足説明します。

番号1番につきましては、従前から山林・原野となっていることから、農採地以外と判断しましたので、よろしくお願いいたします。

○委員(吉田 清)

はい, 15番吉田です。

番号2番について、補足説明します。

番号2番につきましては、従前から山林・原野となっていることから、農採地以外と判断しましたので、よろしくお願いいたします。

○委 員(清水 利秋)

はい、9番清水です。

番号3番及び4番について、補足説明します。

番号3番につきましては、農地法第4条の転用が完了しており、雑種地として利用されていたため、農採地以外と判断しました。

また、番号4番につきましては、従前から雑種地となっていたことから、農採地以外と判断しましたので、よろしくお願いいたします。

○委 員(髙倉 伸淳)

はい、10番髙倉です。

番号5番について、補足説明します。

番号5番につきましては、隣接する土地と一体となって、田として 利用されている現況のため、農地と判断しましたので、よろしくお願 いいたします。

○委 員(鹿野 直子)

はい、6番鹿野です。

番号6番について、補足説明します。

番号6番につきましては、従前から山林となっていたため、農採地 以外と判断しましたので、よろしくお願いいたします。

○議 長(鈴木 剛)

それでは、議案第3号について審議願います。

御意見, 御質問はございませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(鈴木 剛)

発言がありませんので、議案第3号「異議なし」と認め、証明する ことに決定いたします。

○議 長(鈴木 剛)

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」でありますが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします

○事務局(清原 主査)

事務局。

日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、東鷹栖地区で1件、永山地区で2件、西神楽地区で1件の、合計4件の届出がありました。

届出の内訳としましては、すべて相続による取得でございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき 事務局長専決処理いたしましたので御報告をいたします。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はござい ませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(鈴木 剛)

発言がございませんので、報告第1号を終わります。

○議 長(鈴木 剛)

次に、日程第5報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(長根 主任) 事務局。

日程第5報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、西神楽地区で2件、永山地区で2件、東旭川地区で2件の、合計6件あり、これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛) ただ

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はござい ませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(鈴木 剛)

発言がございませんので、報告第2号を終わります。

○議 長(鈴木 剛)

次に、日程第6報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を 事務局から説明いたします。

○事務局(武田 主任)

事務局。

日程第6報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明 いたします。

本件について報告書の提出があった法人は、1番から6番の6法人です。これらの法人につきまして、別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はありませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(鈴木 剛)

発言がございませんので、報告第3号を終わります。

○議 長(鈴木 剛)

以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして,令和元年度旭川市農業委員会第2回定例農地部会を閉会いたします。